

●福島県からのお知らせ●

毎月勤労統計調査特別調査

はじまります

本年7月31日現在で、1人から4人の労働者を雇用する事業所を対象に、「毎月勤労統計調査特別調査」を実施します。

調査対象となられた事業主のみなさまの調査への御理解とご回答をお願いいたします。

1 対象事業所

厚生労働省が指定した県内39調査区内に所在する、1人から4人の労働者を雇用する事業所

2 調査期間

平成29年8月から9月まで

3 調査事項

賃金、労働時間、労働者数等

4 調査方法

知事が任命した統計調査員が対象事業所を訪問して調査します。

5 その他

調査票に書かれた事柄は、統計法により厳しく秘密が守られ、統計以外の目的に用いられることは禁じられています。安心してお答えください。

詳しくはこちらへ (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>)

毎月勤労統計調査 特別調査 の
キャラクター「とくちゃん」です。
調査へのご理解と、ご回答をお願い
いたします。



問い合わせ先

福島県企画調整部統計課

電話 024-521-7145
FAX 024-521-7914



政府統計

事業所の皆さんへ

平成29年 毎月勤労統計調査 特別調査について

厚生労働省
都道府県

お忙しいところ、貴重なお時間をいただきありがとうございます。

この度、毎月勤労統計調査特別調査を行うための調査区として、この地域が指定されました。

調査に先立ち、統計調査員が皆様の事業所にお伺いして、事業所の名称、常用労働者数などを把握する「準備のための調査」を実施いたします。

「準備のための調査」では、指定した調査区の最新の事業所名簿を作成いたします。この名簿は、調査の対象となる事業所を整理するためのもので、他の用途に使用することは絶対にありません。

また、統計調査員は知事が任命した公務員であり、調べた事がらについて他に漏らすことは、統計法で固く禁じられています。

正しい統計結果を出すために、まず、事業所名簿が最新のものであることが必要です。統計調査員の質問には、ありのままをお答えくださいますようお願いいたします。

毎月勤労統計調査 特別調査とは？

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査（給与や労働時間、雇用の変動を毎月明らかにする調査）を補うために常用労働者1～4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、小規模事業所の実態を示すものとして最低賃金の決定に係る審議会資料に使用される等、行政施策の企画・立案に役立てられています。

なお、この調査は国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づく「基幹統計調査」とされています。

調査の流れ

厚生労働省

調査区の指定

統計調査員

<準備のための調査>

調査区内の最新の事業所名簿を作成
(事業活動の内容、労働者数などを
お尋ねします)。



統計調査員

調査区内の常用労働者数が1～4人の全ての
事業所に対して

常用労働者ごとの性別、通勤・住込みの別、
家族労働者であるかどうかの別、年齢、
勤続年数、出勤日数、1日の実労働時間数、
きまって支給する現金給与額、
年間の特別給与額
について調査いたします。

統計を作成する目的
以外に使用することは絶対にありません。



厚生労働省

統計作成



基幹統計調査とは？

A

国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づき
承認された統計調査のことです。

対象になった方は、統計法により調査に回答しなければなりませんが、一方、
秘密の保護などについて厳重な規定が定められています。

国勢調査、経済産業省生産動態統計調査、経済センサス等も基幹統計調査です。

ご不明な点などがありましたら、下記までご連絡ください。



毎月勤労統計調査特別調査
イメージキャラクター
「とくちゃん」



厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

T E L 03-5253-1111 (内線7605～7607, 7609, 7610, 7631)

毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →

7.雇用 → 毎月勤労統計調査(特別調査) <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>